

地方議会の危機管理とその前提～コロナ禍を契機に考える～

九州大学大学院法学研究院教授 嶋田 暁文 さん



事後的な危機対応がうまくいくかどうかは、事前準備次第です。実際、今回のコロナ対応でも、BCP（業務継続計画）を予め作成していた地方議会とそうでなかったところとでは、さまざまな面で大きな差が見られました。そこでのBCPは「三密回避」などの新型コロナ対応にはなっていませんでしたが、災害発生時の議案審議の流れを明文化するなどしていたことが功を奏したのです。今後は、新型コロナ対応の改訂版BCPをいち早く作成した御殿場市議会等の取り組みを参考に、BCPを作成していなかった地方議会でも、その作成への取り組みが活発になるものと予想されます。

しかし、そうした議会でも、東日本大震災や度重なる自然災害を経験し、非常時に議会がうまく機能しないことは、以前から十分分かっていたはずですが、にもかかわらず、BCPを作成してこなかったのは、「非常時においてこそ、地方議会が果たすべき重要な役割がある」という認識自体が欠けていたからではないでしょうか。

重要な役割とは、第1に、行政が把握できていない課題を見つけ（＝情報収集）、伝え（＝情報伝達）、他方で、議案審査や採決に反映させることです。非常時には行政職員は現場対応に忙殺され、実態把握がおろそかになりがちです。そこを議会がカバーするわけです。もっとも、議員が個別に情報伝達したり、要望したりすると混乱するので、議会の場を通じてそれを行うか、議会災害対策本部を設置し、議長・議会事務局に情報を集約する形で一元化するなどしてそれを行うべきです。第2に、首長が打ち出す生活・経済支援策が最善か、問題ないかを点検することです。非常時だからこそ拙速な判断が生じやすいため、「複数の目」を持つ議会でチェックする必要があるのです。

しかしながら、コロナ禍において全国の地方議会でも多く見られたのは、①会期の短縮、②議案審査時間の短縮、③一般質問の自粛・取りやめ、④増加する専決処分の許容といった動きでした。「行政の邪魔をしない」、「感染防止のために論戦を自粛する」といった発想に終始することで、果たすべき重要な役割を放棄し、地方議会が「不要不急」の存在であることを自ら認めてしまったのです。そうした議会でBCPを作成したとしても、どれだけの意味があるのでしょうか？

BCPの作成は、地方議会の重要な役割を発揮するための手段にとどまるのであり、その前提となる役割認識なしには、実質的に意味をなさないのです。地方議会関係者には、このことを改めて肝に銘じておいていただきたいと思います。

性暴力を根絶しよう — 条例の成立経緯と意義 —



堤 かなめ さん

1960年生まれ。会社員、大学教授を経て1997年、虐待を受けた子どもや女性を支援する「アジア女性センター」、2000年には男女共同参画を推進する「福岡ジェンダー研究所」を設立。11年県議会議員に初当選し、現在3期目。

全国で初めて性暴力を「根絶する」ことを掲げた「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（福岡県性暴力根絶条例）が2020年5月1日、全面施行されました。同条例は議員提案として提出され、可決成立しました。この条例制定に中心的に関わった堤かなめ・福岡県議会議員（博多区、3期）に、条例ができた経緯と意義などについて聞きました。

福岡の性犯罪発生率はワースト2位

福岡県は性犯罪が多く、人口10万人当たりの性犯罪（強姦性交等・強制わいせつ）発生率が2018年度まで9年連続ワースト2位でした。19年度に全国5位にまで改善されましたが、依然として上位にランキングされています。性暴力の被害者支援に長年かかわり、被害の深刻さを実感してきた私は11年の初当選以来、県議会で何度も繰り返し性暴力について質問をしてきました。

福岡県警も12年1月、運営指針の「重点目標（暴力団の壊滅・飲酒運転の撲滅）」に「性犯罪の抑止」を加えました。13年7月には、福岡県、福岡市、北九州市が共同で、性暴力被害の相談をワンストップで受け付ける「性犯罪被害者支援センター・ふくおか」を開設し、被害者のサポートも始まりました（15年12月から24時間・年中無休に）。

様々な人たちの思いで成立

男性議員の多くも「自分の妹や娘のことを考えると・・・」という当事者意識を持ってくれたのではないかと思います。福岡県の恥ずべきワースト記録を1日も早く返上したい、という思いを県議会で党派を超えて共有いただき、19年2月定例会で議員提案条例として提案することができました。条例が実現した背景には同センターの活動実績、さらに19年に全国で始まった性暴力に抗議する社会運動（フラワーデモ）などによる世論の盛り上がりもあったと思います。当時、私は県議会の県民生活商工委員会の委員長で、対応する執行部も女性副知事、人づくり・県民生活部の部長も女性と、所管部署のトップが女性だったことも、条例の中身を先進的で意欲的なものにできた一因と言えるでしょう。

これまで日本では法令等で性暴力を定義したものはありませんでしたが、この条例では、全国で初めて性暴力を「同意がない、対等でない、または強要されたものを行うことにより、性的自己決定権または性的人格権を侵害する行為」と定義しました。罰則規定はないものの性暴力を「禁止」と明記したのも全国初です。条例名を「禁止」ではなく「根絶」としたのは、加害者を罰するだけでなく、被害者を責めず、社会全体で性暴力を

重要犯罪件数における各犯罪の構成比率



予防していくという意味が込められています(条例の骨子参照)。

根絶するために

条例制定の効果は、やはり性暴力対策関連予算の増額です。19年度は6千万円だったのが20年度には9千6百万円、3600万円増額されました。これによって学校や会社へ性暴力対策アドバイザー派遣、子どもの性被害相談に対応する体制整備、加害者の社会復帰のための相談窓口の設置などが可能になりました。アドバイザーの派遣は20年度から福岡県内約30校で80回程度先行実施されています。22年度までには福岡県内すべての小中高等学校の公立学校で実施される予定です。

今後は、ワンストップセンターの支援員や女性警察官の増員、協力医療機関の拡大と検査費などの公費負担の拡充を目指していきたいと思っています。同条例を契機に、福岡県から性暴力をなくす動きを全国に広げていけると願っています。

福岡県性暴力根絶条例の骨子

- ・「性暴力」の定義を明確化(国内の法令や条例に性暴力を定義したものはない)
- ・性暴力を「禁止」
- ・学校における性暴力根絶や被害者支援などについて総合的な教育の実施
- ・性暴力被害者支援センターの体制強化
- ・子ども(18歳未満)への性犯罪で服役した元受刑者が県内に居住した場合、住所や氏名などの届出を義務化
- ・再犯防止のための指導プログラム・治療の受診など、加害者専用相談窓口の設置

性犯罪被害に関する相談

TEL #8103(24時間受付)

性暴力被害者支援センター・ふくおか

TEL (092) 409-8100

(24時間、年中無休)

トピック

パリテウェーブ 全国で話題に

女性議員を増やすというパリテウェーブのコンセプトやクラウドファンディングを活用した資金調達に関心を集めています。国立女性教育会館(NWEC)主催のフォーラムに参加したワークショップ「オンラインを生かした女性の活動とネットワーク」(LEO-G主催)に、編集長の山川美幸がZoom参加し、活動について発表しました(9月25日)。

佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)などが主催した「パリテ(50/50)議会をめざして」で、福岡・女性議員を増やす会の富永桂子代表が基調講演(10月31日)。第2弾のパネルトークには山川編集長がパネリストとして登壇しました(写真、11月14日)。

